

# ダンスボランティア SANCTUARY 会則

(名称・事務所)

## 第1条

本団体は、「ダンスボランティア SANCTUARY」と称し、事務所を明石市に置く。

(目的)

## 第2条

「ダンスで誰かの力になれる！～WORLD PEACE THROUGH DANCE～」

ダンス文化を通じて地域社会・教育への貢献を目指す。

ダンス交流で「生きる力」を育みながら、子どもの成長を支援する。

(会員)

## 第3条

本団体の会員は、この団体の目的に賛同し入会した者で構成する。

(入会)

## 第4条

1 会員として入会しようとするものは、代表に申し出ることとする。

2 会員の入会については、下記に該当する者以外は特に条件を定めない。

会員本人が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当する者。

(活動費)

## 第5条

イベントによる。

(退会)

## 第6条

会員は、代表に申し出ることによって任意に退会することができる。

(時間)

## 第7条

ボランティアの活動は、不定期とする。

(活動)

## 第8条

1 会員は、本団体の目的を達成するために、次の活動をおこなう。

- 1) 子ども支援
- 2) イベント企画運営
- 3) 地域イベントへの参加
- 4) その他、団体の運営に必要と認める事項

2 活動内容は随時拡充していくものとする。

(役員)

第9条

1 本団体に次の役員をおく。

- 1) 代表 1人
- 2) 副代表1人
- 3) 会計 1人

(役員の仕事)

第10条

1 代表は本団体を代表し業務を統括する。

2 副代表は代表を補佐し代表に事故あるときはその職務を代行する。

(登録資格の失効)

第11条

会員が次に該当した場合は登録資格を失う。

- 1) 本人が登録の取り消しを申し出た場合
- 2) トラブルを起こした会員は代表と面談し注意を促し、再発した場合は登録資格を失効する。
- 3) 政治活動や宗教活動などの介在によりトラブルを起こした場合
- 4) 本団体の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合
- 5) 営利を目的とした行為があった場合
- 6) 第4条で入会が不可だったことが判明した場合

(年度)

第12条

この会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(附則)

第13条

1 この会則は、2022年6月1日から施行する。